

議案第53号

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>4～5 省略</p>	<p>(職員)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>4～5 省略</p>

参考

○厚生労働省令第十二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年二月三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。」を、「幼稚園」の下に「特別支援学校の幼稚部を含む。」を加える。

（児童福祉法施行規則及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 次に掲げる省令の規定中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を加える。

一 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の二の三

二 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第五十一条第二項

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 次に掲げる省令の規定中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十八条第二項第五号、第四十三条第一項第九号及び第八十二条第一項第八号
二 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）第十条第三項第四号

（保健師助産師看護師法施行規則の一部改正）

第四条 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「甘味料」を「甘味料等（ハチミツ、糖漿、糖蜜）」に改める。

（と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 次に掲げる省令の規定中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

一 と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）第六条第三号
二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二十二年厚生省令第四十号）第十四条第三号

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第六条 雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第三号イ中「あつて」の下に「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する」を加え、「小学校及び幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改め、除くの下に「第二条第二項第四号の二において同じ」を加え、「専修学校」を「同法第二百二十四条に規定する専修学校」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第二条第二項第四号の二中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する」と及び「幼稚園及び小学校を除く。」を削り、「同法第二百二十四条」を「学校教育法第二百二十四条」に改める。

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第七条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「中学校卒業生」というの下に「若しくは同法による義務教育学校を卒業した者（以下「義務教育学校卒業生」という。）」を、同項第四号中「中学校卒業生若しくは」の下に「義務教育学校卒業生若しくは」を加える。

第四十五条の二第二項第九号中「中学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

別表第二の表以外の部分第一号2中「若しくは」の下に「義務教育学校卒業生若しくは」を加える。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第八条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の二第二項中「又はこれに準ずる学校を卒業した者」を「若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第九条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一百十条の三第一項第一号ロ中「幼稚園」の下に「特別支援学校の幼稚部を含む。」を、「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。」を加える。

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。